労働基準法・最低賃金法など に定められた 届出や申請は 電子申請 を利用しましょう！

届出・申請可能な主な手続

● **労働基準法に定められた届出** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **51 種類**

時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
就業規則（変更）届出
１年単位の変形労働時間制に関する協定届　など

● **最低賃金法に定められた申請** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **9 種類**

最低賃金の減額特例許可の申請　など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です！

令和３年４月から、

① e-Gov からアカウントを登録　② フォーマットに必要事項を入力

の２ステップで、届出・申請が可能になります！

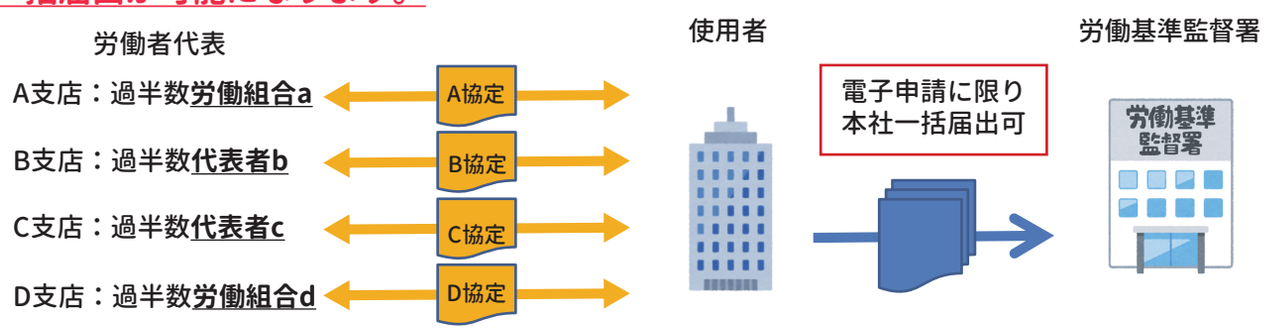


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36 協定の本社一括届出が可能になります。

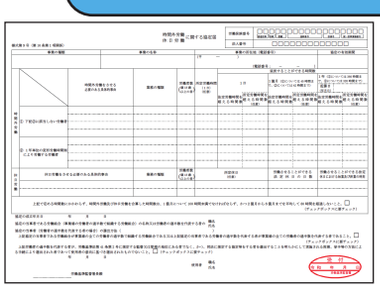
これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和３年３月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則（変更）届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
申請ファイルには、ファイル数99個、1 ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます！



（※イメージ）

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届

について受付印を受け取ることができます。



電子申請 の利用方法・お問合せ先は 裏面 をご確認ください

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の利用方法

「e-Gov（イーガブ）」のホームページから
電子申請が利用できます。
（https://shinsei.e-gov.go.jp）

◯ ホームページは

e-Gov 検索

を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、e-Gov 検索 で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ **Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない**

✓ **Q. 操作方法がわからない**

① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク
まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号　050-3786-2225 (通話料金はご利用の電話回線により異なります。)
■受付時間　4・6・7月　平日　　午前9時から午後7時まで
　　土日祝日　午前9時から午後5時まで
　　5・8～3月　平日　　午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始は休止）
■Webお問合せ　https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact

✓ **Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい**

② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

◯ ホームページは「労基法等　電子」で検索！　⇒　⇒　⇒　⇒　⇒
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html

労基法等　電子 検索

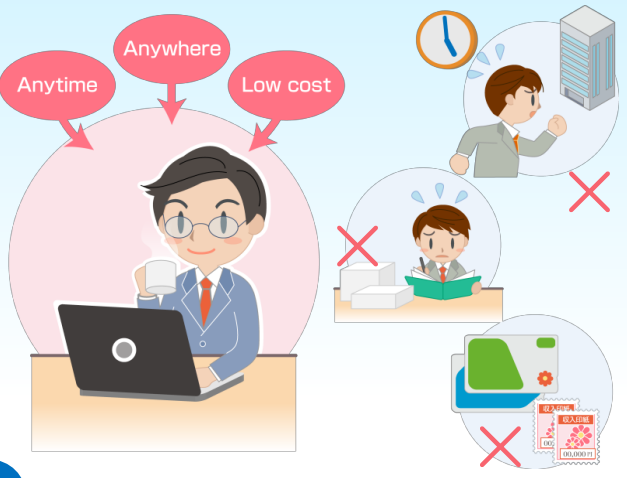
◯ 【厚生労働省ホームページの進み方】
「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>
「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!!

「e-Gov（イーガブ）」にアクセス！

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

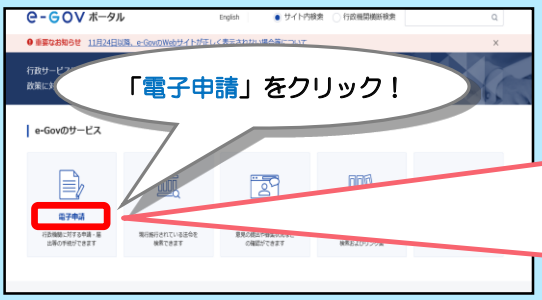
ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズＩＤやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
（労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ＩＣカードリーダライタは別途必要です。）

電子申請の事前準備をはじめましょう！

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
https://www.e-gov.go.jp/

＊電子申請についての利用案内が掲載されています。





「利用準備」からスタート！

厚生労働省

（裏面へ）

R3.3

下の４つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 電子証明書を用意します

（GビズIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。）

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式



- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式



法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。

電子証明書のご案内
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです(※)。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
GビズIDアカウント	１つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。GビズIDから属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。GビズIDアカウントからログインする場合には**電子証明書の用意は不要**となります。	

(※)e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。

e-Govアカウントの登録
https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

ポップアップブロックの解除
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します(Internet Explorer11の場合のみ)。
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

信頼済みサイトへの登録
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/trustsite.html

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

Windows版での手順
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows

macOS版での手順
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#mac

準備ができたら「マイページ」から申請ができます！